

2020年4月10日

発行：完全護憲の会

〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312

電話・FAX：03-3772-5095

Eメール：kanzengoken@gmail.com

ホームページ：<http://kanzengoken.com/>

目次

第75回 例会・勉強会の報告	P1
別紙1 事務局報告	P2
別紙2 例会・勉強会の延期など日程の変更について	P3
別紙3 政治の現況について	P3
第76回 運営委員会の報告	P6
別紙4-A 緊急警告039号(案) 森友問題の真相を語れ！公務員は国民全体の奉仕者だ	P6
別紙4-B 自殺した財務省職員・赤木俊夫氏が遺した「手記」全文	P7

[第75回 例会・勉強会の報告](#)

3月22日、港区三田いきいきプラザにて第75回例会を開催した(参加者8名；会員71名)。

今回の勉強会については、新型コロナウイルスの影響を考慮し延期とした。

昨年11月以降、中国武漢市から始まった新型コロナウイルスの感染は短期間で全世界に広がった。2020年3月22日現在、感染は世界171の国・地域に拡大し、感染者は324,291人、死者は14,396人に達した。日本国内の感染者は同日現在、1,089名(患者960名、無症状病原体保有者126名、陽性確定例3名)で、国内死亡者は41名となった。

このような状況の中で、3月の勉強会に予定されていた後藤富士子弁護士(東京弁護士会)による講演「日本国憲法が求める司法改革」は次回以降に延期され、今回は例会のみの開催となった。

例会では鹿島委員が座長となり、福田共同代表が事務局報告(別紙1)及び緊急警告038号「日本にとって真の国難とは」の提案を行い、引き続き政治の現況(別紙3)を草野委員が報告した。続いて参加者のY氏より自作の文書「森友学園問題の文書改ざんに関する雑感」の提供を受け、順次討議した。

各討議の後、当日参加された「わだつみのこえ記念館」(特定非営利活動法人)のH氏より、「わだつみのこえフィールドワーク」の活動紹介をいただき、また、当会会員・山岡聰子氏に、同「フィールドワーク」主催の勉強会への講師依頼があった。

各討議については、事務局報告の中でも新型コロナウイルス感染問題に話題が集中し、「なぜ日本は他国に比べて検査に消極的なのか」という安倍首相の姿勢が焦点となった。

検査数が少ない背景として次のような指摘があった。「安倍政権の専門家会議を主導する国立感染研究所はあくまで研究機関であって、治療の専門ではない。さらに、同研究所の前身である国立予防衛生研究所では、元731部隊の関係者が代々所長を務めていた流れもあり、治療よりも感染の広がりや研究し、データの占有を図っているのではないか」、「国立感染研究所は、米軍に情報提供することで戦犯を免れた731関係者が設立しており、人命救助のために医療へ貢献というより、細菌研究そのものであり、その体質から一般の検査機関と情報を共有しようとしない」、「国立感染研究所の既得権益の防衛と、東京五輪実現のために感染者数を抑えたい安倍政権の利害は一致しており、両者は一体である」

また、「ウイルスは一般に高温多湿に弱い。騒ぎすぎではないか」との意見も出された。

「緊急警告038号」をめぐる議論では、全体としてその内容に異論は出なかった。ただ、安倍首相の2月27日の一斉休校要請について「この突然の発表が全国の児童、教職員、保護者や医療関係者に与えた衝撃は大きく、特に子どもを抱えて働く母親は困惑の極にある」という記述に関し、「休校を求める父母の声もあった」との意見も出された。

政治の現況報告では、横浜地裁の「津久井やまゆり園事件で死刑判決」を中心に議論され、「この事

件を特異な人間の凶行と片付けてはならない」とする毎日新聞と「精神保健福祉法を改正」することに力点を置く産経新聞の論調が対比された。

また、「この事件が深く解明されないのは裁判員制度の限界」、「グローバル化の中で同様の事件が増加する」、「このままでは対処法として治安強化の方に向かう」という危惧が出され、「福祉現場の悲惨で劣悪な労働現場を、人間的で豊かな職場環境にする必要がある」という点が強調された。

この後、提供された Y 氏筆の「森友学園問題の文書改ざんに関する雑感」は、自死した近畿財務局職員・赤木俊夫氏の手記が全文公開されたことに関する考察で、「この事件は検察も把握しながら立件しようとしないうえに杜撰な対応である」、「官僚主導から政治主導の結果このような事件が起きている」等の意見が出された。Y 氏の原稿を「緊急警告」としてまとめることとなった。

※追記：後日、運営委員会にて、Y 氏に「緊急警告 039 号」として改めて執筆をお願いすることになった。その後 Y 氏より原稿をいただき、運営委員会で原稿整理したものを本ニュースの別紙 4-A に掲載し、また、故・赤木俊夫氏の手記のファイルもいただいたので、別紙 4-B に赤木氏の手記全文を転載させていただく。

[<別紙 4-A> 緊急警告 039 号 \(案\)「森友問題の真相を語れ！公務員は国民全体の奉仕者だ」](#)

[<別紙 4-B> 自殺した財務省職員・赤木俊夫氏が遺した「手記」全文](#)

<別紙 1 > [事務局報告](#)

福田玲三（事務局）

1) 当会ニュース読者からの来信

* 森正孝氏（映画「侵略」シリーズの制作者）より

森正孝氏が動画サイトで発信しておられる「民主主義研究所・デモクラシーリサーチ TV」の情報をいただいた。その中から「デモ・リサラジオ」を紹介する。

○デモ・リサラジオ放送!第 2 回《森 vs D》 <https://youtu.be/d5htvVqclLU>

「新型コロナを利用する安倍政権、それに対して今私たちがすべきことは」（オリンピック延期、コロナウイルス・緊急事態特措法問題）

○デモ・リサラジオ放送!第 1 回《森 vs D》 <https://youtu.be/Da-s25Y1KF4>

「緊急事態宣言」（コロナウイルス・緊急事態特措法問題）

このラジオ番組第 1 回では、今回の新型コロナウイルス対策の専門家会議を牛耳っているのは国立感染症研究所であり、この研究所が安倍政権の新型感染症に対する動きと一体であることや、研究所の幹部は悪評極まる 731 部隊の流れの中にあることを伝えている。

* 柘植淳平氏（神奈川県）より

ぜひ、会の皆さんにも読んでいただきたい本を紹介いたします。

花岡しげる著『自衛隊も米軍も、日本にはいない!』（花伝社刊 1,500 円+税）

私のような不勉強なものでも読めて理解できるととても素晴らしい本と思います。押えるところはきちんと押さえています。

2) 首相、唐突な休校要請で陳謝（「東京新聞」3 月 1 日付より）

安倍晋三首相は 3 月 14 日の新型コロナウイルス感染症に関する記者会見で、唐突な小中高校などへの休校要請について陳謝し、理解を求めた。……

首相は「大切な時期に、学校を休みとしたことは大変申し訳なく思っている」と語った。密集状態を避けるなど安全対策を取った上で、学校側に卒業式を開催したり、子どもたちに野外で遊んだりするように促した。法的根拠がなく、専門家の意見も聴かずに行った休校要請に対する大きな批判を意識した。

だが、肝心のイベント自粛や休校要請がいつまで続くかについて首相は明言せず、感染の「爆発的」な広がりを防ぐ努力を強調するにとどめた。

※「集会の案内」は今回、休載させていただきます。

<別紙 2> 例会・勉強会の延期など日程の変更について

完全護憲の会では、4月及び5月の勉強会を以下のような内容で準備、予定しておりましたが、ご承知のとおり新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化し、安倍首相による「緊急事態宣言」の発令もあって都の公共施設が休館となったため、例会・勉強会の開催が困難となり延期せざるを得ない事態となりました。

なお、今後の予定につきましては、新型コロナウイルス情勢の推移をみながら、改めて設定し直したいと考えております。皆様のご理解と今後のご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

完全護憲の会 運営委員会

日本国憲法が求める司法改革

「戦後日本の司法制度が手にした最大のものは、違憲法令審査権である」(『官僚司法を変える——法曹一元裁判官』後藤富士子著 現代人文社)と言われる。

だが、「憲法の番人」である裁判所はこの役割を果たし得ていない。果たしていないどころか、多くは憲法判断を回避するか憲法違反の悪法を合憲として追認している。司法が社会の悪化を加速させているとも言える。

この司法の現状を改革することなくして、社会の悪化は止められない。

日本国憲法が求める「司法改革」とは何か。長年、「司法改革」の必要性を訴えてきた後藤弁護士に講演して頂き、学びたいと思います。多くの皆様の参加をお待ちします。

講師：後藤 富士子 氏 (弁護士・みどり共同法律事務所)

会場：三田いきいきプラザ (東京都港区芝 4-1-17 ☎ 03-3452-2018)

資料代：300円 (例会資料代含む)

第1回：「司法制度——戦前と戦後」
4月26日(日) 午後3時～4時30分 (例会は13:30～14:50)

第2回：「憲法と裁判所法が描く司法・裁判官」
5月24日(日) 午後3時～4時30分 (例会は13:30～14:50)

※新型コロナウイルス感染症問題が沈静化せず、深刻化した場合には日程の変更もあり得ますので、ご注意ください。(日程の変更は下記完全護憲の会 HP を参照するか、又は下記事務局まで)

完全護憲の会 HP <http://kanzengoken.com/>

事務局電話番号 03-3772-5095

<別紙 3> 政治の現況について

(1) 主なニュース一覧 (2020/2/21-20/3/20)

- 政府、新型コロナウイルス肺炎対策で基本方針決定 (2020/2/25)
- 安倍首相、全国小中高校に3月2日から春休みいっぱい臨時休校を要請 (2020/2/27)
- 衆院本会議、森法相の不信任案を否決 (2020/2/27)
- 福島・双葉町、原発事故帰還困難区域で初の一部避難解除 (2020/3/4)
- 外務省・国連本部「原爆展」の内容変更要求 (2020/3/3)
- 新型コロナ国内感染者1000人超 27都道府県に (2020/3/4)
- 新型コロナで改正特措法が成立、「緊急事態宣言」可能に (2020/3/13)
- 横浜地裁、津久井やまゆり園事件で死刑判決 (2020/3/16)

(2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

① 東京新聞 2020年2月27日 ※ニュース記事

森法相の不信任案を否決、衆院 棚橋予算委員長解任決議案も

衆院は27日午後の本会議で、立憲民主党など野党4党が提出した森雅子法相に対する不信任決議案と棚橋泰文衆院予算委員長(自民党)の解任決議案を、与党などの反対多数で否決した。与野党は2020年度予算案を巡り、28日に衆院予算委員会と本会議で採決する日程で合意した。衆院を通過する見通しで、3月末までの年度内成立が確実となる。

野党は森氏の不信任決議案で、黒川弘務東京高検検事長の異例の定年延長を巡り「過去の法解釈を無視した脱法的な手続きによって、恣意的な人事を強行した」などと批判。棚橋氏の解任決議案では「安倍内閣に忠実で、強引かつ不公正な委員会運営」と指摘した。(共同)

② 東京新聞 2020年2月28日 ※ニュース記事

首相、全小中高の臨時休校要請へ 3月2日から、学校で混乱も

安倍晋三首相は27日、新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、3月2日から春休みに入るまで全国の小中学校、高校や特別支援学校を臨時休校にするよう要請する考えを表明した。入試や卒業式を実施する場合は感染防止など万全の対応を取るよう求めた。異例の対応に教育現場では波紋が広がり、混乱が生じる可能性がある。首相は新型肺炎(COVID19)を招くウイルス感染を抑え、生活や経済への影響を最小とするために必要な法案を早急に準備するよう各閣僚に指示した。

臨時休校は、文科省が全国の教育委員会などに首相の要請を踏まえ通知。法的根拠はなく、対応は各自治体などに委ねられる。(共同)

③ 東京新聞 2020年3月4日 ※ニュース記事

福島・双葉町、一部で避難解除 原発事故帰還困難区域は初

政府は4日、東京電力福島第1原発事故で福島県双葉町の全域に出ている避難指示を、駅周辺の帰還困難区域など一部で解除した。第1原発が立地する同町は避難指示が出た11市町村で唯一、全域避難が続いていた。事故以来約9年ぶりに人の出入りが自由になり、復興は一步前進する。

ただ今回の解除は住民帰還は伴わない。2022年春ごろの帰還に向けた先行解除で、町は再び人が住める「特定復興再生拠点区域」の整備を加速化させる。放射線量が高く立ち入りが原則禁止の帰還困難区域は双葉など7市町村に設定されたが、解除は初めて。(共同)

④ 朝日新聞 2020年3月13日 ※ニュース記事

新型コロナで改正特措法が成立 「緊急事態宣言」可能に

新型コロナウイルスを新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に加える同法改正案が13日の参院本会議で、自民、公明両党や立憲民主党などの賛成多数で可決、成立した。共産党、れいわ新選組は反対した。14日に施行される。新型コロナの蔓延(まんえん)時などに、首相が「緊急事態宣言」を出し、国民の私権制限もできるようになる。

国民民主党や日本維新の会なども賛成した。反対は18票で、社民党の福島瑞穂党首らが欠席した。安倍晋三首相が4日に主要野党との党首会談で早期成立に協力を求め、11日の審議開始から3日間で成立した。新型コロナを対象にするだけで、ほかの規定は変えなかった。

政府は蔓延の恐れが高いと判断した場合に、同法に基づき、首相を本部長とする対策本部で基本的対処方針をまとめる。緊急事態宣言を出すか専門家の意見を聞いた上で検討する。

実際に宣言を出す場合は、都道府県を単位とする区域や期間を首相が示す。都道府県知事が、住民の外出自粛や、学校、老人福祉施設などの使用停止、イベントなどの開催制限、医薬品、食品などの売り渡しなどを要請・指示する。従わない場合に罰則があるものもある。

⑤ 朝日新聞 2020年3月16日 ※ニュース記事

やまゆり園事件、植松被告に死刑判決 横浜地裁

相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で2016年7月、重度障害者19人を殺害し、職員2人を含む26人に重軽傷を負わせたとして、殺人などの罪に問われた元職員植松聖(さとし)被告(30)に対する判決公判が16日、横浜地裁であった。青沼潔裁判長は、被告には事件当時、完全な刑事責任能力があったと認め、「犯行の結果は他の事例と比較できないほど甚だしく重大だ。酌量の余地は全くない」として求刑通り死刑を言い渡した。

判決は、被告が園で働く中で、激しい行動をとる障害者と接したことや、同僚が障害者を人間として扱っていないと感じたことから、重度障害者は家族や周囲を不幸にするように考えたことと指摘。過激な言動を重ねる海外の政治家を知り、「重度障害者を殺害すれば不幸が減る」「障害者に使われていた金が他に使えるようになり世界平和につながる」と考えたことと動機を認定した。

障害者に対する差別的な被告の考えについて、判決は「到底是認できないが、病的な飛躍はない」とした。「大麻の合法化を考えていることからヤクザに狙われている」といった妄想もあったが限定的で、目的に沿って計画的に行動しており、完全な刑事責任能力があったと認めた。大麻を常用した影響で心神喪失か心神耗弱の状態にあったので無罪にするか減刑をするべきだ、との弁護側主張を退けた。

⑥ 毎日新聞 2020年3月17日

【社説】 相模原殺傷で死刑判決 事件の意味考え続けたい

相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で利用者19人が殺害され、26人が負傷した事件で、横浜地裁が元施設職員の植松聖（さとし）被告に死刑判決を言い渡した。被告はこれまで控訴しない意向を示している。

判決まで17回開かれた公判で、被告は「意思疎通の取れない人は社会の迷惑」と繰り返した。謝罪はしても、重度障害者を差別する誤った考えは撤回しなかった。被害者家族は、やりきれない思いを募らせたのではないかと訴えている。

周囲の証言などから、施設で働いている中で差別意識を強めていったことが明らかになった。被告は、衆院議長長邸に事件を予告するような手紙を出して措置入院となった際、殺害を決めたと述べた。

しかし、これほどの凶行に至り、人の命に格差があると言いつける原因や背景は何だったのか、裁判で解明されたとは言えない。

被告は施設での勤務について、他の職員の命令口調や介護の様子を見て「(利用者を)人間として扱えなくなってしまうのかな」と語った。自身がコンプレックスを抱えていることも認めた。

ただ、勤務の実態や障害者との関わり、被告の生い立ちが事件に影響を及ぼしたのかどうかに関して、踏み込んだ審理は行われなかった。

市民が参加する裁判員裁判で期間の制約があり、争点は責任能力への大麻の影響に絞られた。

社会に大きな衝撃を与えた事件である。もっと時間をかけて、丁寧な審理をすべきだった。

厚生労働省が事件後に行った検証の対象は、措置入院のあり方にとどまった。障害者施策の問題点を洗い出すまでには至っていない。

事件を聞き、我が事として恐怖を感じた障害者や家族は少なくない。より弱い立場の人に向けられる差別的な視線を、肌で感じているからではないかと訴えている。

裁判では、何の非もないのに名前を明らかにすることを避ける被害者や家族がほとんどだった。その事実自体が偏見の根深さを示している。

この事件を特異な人間の凶行と片付けてはならない。被告と接見を続けた専門家がおり、その見方も参考になる。事件が起きた意味を社会で考え続けていく必要がある。

⑦ 産経新聞 2020年3月18日

【主張】 相模原殺傷に死刑 「事件」は終わっていない

19人もの入所者が殺害され、職員を含む26人が重軽傷を負った。結果の重大性から、死刑の判断は不可避だった。

これで判決が確定しても、事件を終わりにしてはならない。肝心の再発防止策は、置き去りにされたままだ。

相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で平成28年7月、入所者ら45人が殺傷された事件の裁判員裁判で横浜地裁は、殺人罪などに問われた元職員、植松聖被告に死刑判決を言い渡した。

被告は公判中も「重度障害者は周囲を不幸にする不要な存在」などと身勝手な主張を繰り返した。到底許しがたい、ゆがんだ差別感情である。弁護側の、被告は大麻による精神障害で心神喪失状態だったとする主張も退けられた。

問題は、事件の教訓が何も残されなかった点である。裁判の終わりとともに、忘れ去られることを危惧する。

安倍晋三首相は29年1月の施政方針演説で「決してあってはならない事件であり、断じて許せ

ません。精神保健福祉法を改正し、措置入院患者に対して退院後も支援を継続する仕組みを設けるなど、再発防止策をしっかりと講じる」と述べた。

厚生労働省は当初、法改正の趣旨説明資料に「二度と同様の事件が発生しないよう法整備する」と記載したが、「治安維持の道具に使うべきではない」との指摘を受けてその文言を削除した。

被告が措置入院の退院後に犯行に及んだことを受け、退院後の支援計画作成に警察も参加するとした当初の改正案は野党や医療関係者から「監視の強化になる」などの反発を受けて頓挫した。

こうして骨抜きとなった改正案は、29年9月の衆院解散で廃案となった。その後の動きはない。

平成13年、大阪教育大学附属池田小学校で児童8人を殺害した男も措置入院の2年後に犯行に及んだ。男に死刑を言い渡した大阪地裁の裁判長は判決の朗読後、「子供たちの被害が不可避であったはずはない、との思いを禁じ得なかった。せめて、二度とこのような悲しい出来事が起きないように、再発防止のための真剣な取り組みが社会全体でなされることを願ってやまない」と述べた。

願いは通じることなく相模原の事件は起きてしまい、なおも手付かずのままである。

第76回運営委員会の報告

3月25日（水）三田いきいきプラザ

出席：大西、草野、福田

1. 第75回例会・勉強会開催結果について

- ① 新型コロナウイルス感染症問題の影響で今例会・勉強会開催の是非について悩んだが、勉強会は延期し例会のみ開催するという判断でよかった、との認識で一致した。
- ② 例会に提起されたY氏の裁判資料（1943年東条内閣時施行された『許認可等臨時措置法』の戦後における効力と憲法違反の考察）の扱いについて、後日、適切な時期に勉強会テーマとして設定し、報告してもらうことを確認した。
- ③ 緊急警告038号の検討結果について
安倍首相の全国一斉休校要請について、子どもたちのために休校してほしいと願っていた母親たちもいたので、038号の全国一斉休校批判に違和感を持つ人もいるのではないかと、この意見が出されたが、議論の結果、修正する必要はないとの結論に至った。
- ④ 例会で提供されたY氏執筆の文書「森友学園問題の文書改ざんに関する雑感」は、自死した近畿財務局職員の手記が公表されたことを受けての考察で、これは個人の雑感としてではなく、「緊急警告039号」として発信すべきとの意見が出され、改めてY氏に起草が委任された。
後日、Y氏より運営委員会に「原案」が届けられたので検討した結果、福田代表が修正案を作成し、Y氏の下承のもとに運営委全体での検討に入ることを確認した。[\(別紙4-A参照\)](#)

<別紙4-A> 緊急警告039号（仮）

[森友問題の真相を語れ！ 公務員は国民全体の奉仕者だ](#)

「元は、すべて、佐川理財局長の指示です。……謝っても、気が狂うほどの怖さと、辛さこんな人生って何？……」（故・赤木俊夫氏の手記より）

森友問題で文書改竄（ざん）を命じられて自殺した赤木俊夫氏（元近畿財務局職員）の妻が、故人の遺書と手記を公表し、財務省と当時理財局長であった佐川宣寿氏を損害賠償で提訴した。

今の司法自体が権力寄り、国の大組織との戦いは極めて困難が伴うことは間違いないが、この訴訟を通して、改竄が行われた本当の理由が明らかになることを多くの国民が期待している。

安倍政権は、既に財務省内で調査し報告書を公開しているとして、再調査を拒否している。しかし、その後も「加計・桜・定年延長」など、政治の私物化と違法な文書管理が横行している現政権での内部調査結果を、信じると言われても納得する人がどれだけいるか。しかも麻生財務相がトップという財務省内の調査が信じられる訳がない。

この財務省の調査報告書は全体的にトーンが甘く、赤木氏が記しているような、改竄への怒りや深い反省が感じられず、お手盛り感がぬぐえない。赤木氏の手記と比較して、以下のような相違や違和感がある。

- ① この案件は政治家などの各種干渉が多い特殊案件だったため、国有地売却交渉の主体が本省にあったことが明記されていない。
- ② 佐川局長が国会追及を気にして「改竄の方向性を決めた」としているが、これだけの改竄を行うためには強い権力による指示・命令があることは当然であり、その指示・命令が行われた根本原因が何ら記載されていない。
- ③ 本省担当者の疲弊を強調するが、最も迷惑をこうむった現場である近畿財務局担当者への謝罪がない。(赤木氏はこのために犠牲になった)
- ④ 赤木氏等、現場の改竄への抵抗と反発に対して、本省と近畿財務局幹部が「伝達」「相談」したとあるが、実際には本省の強い「指示」が行われていたことを赤木氏は記している。
- ⑤ 売却に至る応接記録の保存期間が1年未満文書で、契約完了後速やかに廃棄することがあたかも適正な処理であるかのような文言が並ぶが、こうした特殊取引ではむしろ廃棄してはならないという反省が見られない。
- ⑥ 決裁文書には政治家関与など特殊事項は本来書くべきでないというような姿勢がうかがえる。
- ⑦ 佐川局長以下改竄にかかわった役人の懲戒処分が極めて甘く、公文書改ざんが犯罪であることの認識を欠いている。
- ⑧ 組織のトップが何ら責任を取っていない(安倍首相、麻生財務相など)。

ちなみに、お手盛りの調査で懲戒処分を受けた幹部役人の、現在の役職は次の通りである。

- | | | |
|-------------|--------------|---------------------|
| ・佐川元理財局長 | ： 停職 3 か月 | → (処分前に国税局長官) 処分後辞職 |
| ・中尾理財局次長 | ： 戒告 | → 横浜税関長 |
| ・中村総務課長 | ： 停職 1 か月 | → 駐イギリス公使 |
| ・富安国有財産企画課長 | ： 減給 20%3 か月 | → 内閣官房内閣参事官 |
| ・田村国有財産審理室長 | ： 減給 20%2 か月 | → 福岡財務支局理財部長 |
| ・太田前理財局長 | ： 戒告 | → 主計局長 |
| ・美並近畿財務局長 | ： 戒告 | → 東京国税局長 |

驚くべきことに、本省と近畿財務局トップはみんな栄転している。これは何を意味するのか。すべて安倍首相を守る為に頑張ったキャリア官僚に対する論巧行賞人事ではないか。これでは赤木氏が浮かべられない。

赤木氏は日頃、「僕の契約相手は国民です」と友人に話していたとのこと。これは憲法 15 条が定めた「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」という公務員職務の基本中の基本だ。彼は憲法の実践者そのものだったからこそ、命令とは言え改竄に手を染めたという罪の意識にとられ、自ら責任をとったのだ。

森友問題に関わった政治家、公務員は赤木氏の訴えに真摯に答える責務がある。

調査報告書では「新たな事実が明らかになったら更に必要な対応を行う」旨記されている。政府は第三者による再調査をするべきであり、国会もまた追及を緩めず、国政調査権を行使していかなければならない。

(2020年3月23日)

<別紙 4-B> [自殺した財務省職員・赤木俊夫氏が遺した「手記」全文](#)

- ※ 当会編集より：週刊文春は本件について異例の長い特集記事を掲載し、すぐに完売となったため、週刊誌がまだ発売中にネット上で記事全文を無料公開するという、これも異例の決断をされたそうである。当会では文春にも敬意を表し、文春オンライン掲載の手記全文を、文春編集部作成の冒頭リード文なども含めて転載させていただく。下記文中では同サイトの小見出しを<>内に入れ、右寄せの【】内には写真説明を転載した。改行は紙幅の都合上、一部割愛させていただいた。相澤冬樹氏執筆の部分も同サイトで全文読むことができるので、次の URL をクリックしてご覧いただきたい。

相澤冬樹氏の執筆全文 #1～3 : <https://bunshun.jp/articles/-/36818>

赤木俊夫氏の手記全文 #4 : <https://bunshun.jp/articles/-/36821>

自殺した財務省職員・赤木俊夫氏が遺した「手記」全文【森友スクープ全文公開#4】

「週刊文春」2020年3月26日号に掲載された大阪日日新聞記者・相澤冬樹氏による記事「森友自殺（財務省）職員遺書全文公開『すべて佐川局長の指示です』」が大きな反響を呼んでいる。「週刊文春」編集部は完売により記事が読めない状況を鑑み、文春オンラインで全文公開する。真面目な公務員だった赤木俊夫さんに何が起きていたのか。森友問題の「真実」がここにある。（本記全文 #1、#2、#3 も公開中）

出典：「週刊文春」2020年3月26日号

【自宅のPCに遺されたA4で7枚の「手記」】



手記

平成30年2月（作成中）

〇はじめに

私は、昨年（平成29年）2月から7月までの半年間、これまで経験したことがないほど異例な事案を担当し、その対応に、連日の深夜残業や休日出勤を余儀なくされ、その結果、強度なストレスが蓄積し、心身に支障が生じ、平成29年7月から病気休暇（休職）に至りました。

これまで経験したことがない異例な事案とは、今も世間を賑わせている「森友学園への国有地売却問題」（以下「本件事案」という。）です。

本件事案は、今も事案を長期化・複雑化させているのは、財務省が国会等で真実に反する虚偽の答弁を貫いていることが最大の原因でありますし、この対応に心身ともに痛み苦しんでいます。

この手記は、本件事案に関する真実を書き記しておく必要があると考え、作成したものです。以下に、本件事案に関する真実等の詳細を書き記します。

1. 森友学園問題

私は、今も連日のように国会やマスコミで政治問題として取り上げられ、世間を騒がせている「森友学園への国有地売却問題」（以下「本件事案」という。）を、昨年（平成29年）2月から担当していました。

本件事案が社会問題化することとなった端緒は、平成29年2月9日、朝日新聞がこの問題を取り上げたことです。

（朝日新聞が取り上げた日の前日の平成29年2月8日、豊中市議が国を相手に、森友学園に売却した国有地の売買金額の公表を求める訴えを提起）

近畿財務局が、豊中市に所在する国有地を学校法人森友学園（以下「学園」という。）に売却（売買契約締結）したのは平成28年6月20日です。

私は、この時点では、本件事案を担当していませんので、学園との売買契約に向けた金額の交渉等に関して、どのような経緯があったのかについてはその事実を承知していません。

2. 全ては本省主導

本件事案の財務省（以下「本省」という。）の担当窓口は、理財局国有財産審理室（主に担当の杉田補佐、担当係長等）です。

杉田補佐や担当係長から、現場である財務局の担当者に、国会議員からの質問等の内容に応じて、昼夜を問わず資料の提出や回答案作成の指示（メール及び電話）があります。

財務局は本省の指示に従い、資料等を提出するのですが、実は、既に提出済みのものも多くあります。

通常、本件事案に関わらず、財務局が現場として対応中の個別の事案は、動きがあった都度、本省と情報共有するために報告するのが通常のルール（仕事のやり方）です。

本件事案は、この通常のルールに加えて、国有地の管理処分等業務の長い歴史の中で、強烈な個性を持ち国会議員や有力者と思われる人物に接触するなどのあらゆる行動をとるような特異な相手方で、これほどまで長期間、国会で取り上げられ、今もなお収束する見込みがない前代未聞の事案です。

そのため、社会問題化する以前から、当時の担当者は、事案の動きがあった際、その都度本省の担当課に応接記録（面談等交渉記録）などの資料を提出して報告しています。

したがって、近畿財務局が、本省の了解なしに勝手に学園と交渉を進めることはありえないのです。本省は近畿財務局から事案の動きの都度、報告を受けているので、詳細な事実関係を十分に承知しているのです。

<できるだけ後送りとするよう指示>

(1) 国会対応

平成 29 年 2 月以降ほとんど連日のように、衆・参議院予算委員会等で、本件事案について主に野党議員から追及（質問）されます。

世間を騒がせ、今も頻繁に取り上げられる佐川（前）理財局長が一貫して「面談交渉記録（の文書）は廃棄した」などの答弁が国民に違和感を与え、野党の追及が収まらないことの原因の一つとなっています。

一般的に、行政上の記録を応接記録として作成された文書の保存期間は、文書管理規則上 1 年未満とされていますので、その点において違法性はないと思いますが、実際には、執務参考資料として保管されているのが一般的です。

この資料（応接記録）を文書管理規則に従って、終始「廃棄した」との説明（答弁）は、財務省が判断したことです。その理由は、応接記録は、細かい内容が記されていますので、財務省が学園に特別の厚遇を図ったと思われる、あるいはそのように誤解を与えることを避けるために、当時の佐川局長が判断したものと思われます。

【©iStock.com】

(2) 国会議員への説明

本件事案に関して、野党議員を中心に財務省に対して、様々な資料を要求されます。

本省は、本件事案が取り上げられた当初の平成 29 年 3 月の時点では、全ての資料を議員に示して事実を説明するという姿勢であったのです。

ところが、（当時）佐川理財局長の指示により、野党議員からの様々な追及を避けるために原則として資料はできるだけ開示しないこと、開示するタイミングもできるだけ後送りとするよう指示があったと聞いています。（現場の私たちが直接佐川局長の声を聞くことはできませんが、本省（国有財産審理室）杉田補佐からは局長に怒られたとよく言っていました。）

また、野党に資料を提出する前には、国会対応のために、必ず与党（自民党）に事前に説明（本省では「与党レク」と呼称。）した上で、与党の了承を得た後に提出するというルールにより対応されました（杉田補佐、近畿財務局楠管財部長などの話）。

(3) 会計検査院への対応

国会（参議院）の要請を受けて、近畿財務局が本件事案に関して会計検査院の特別検査を、昨年平成29年4月と、6月の2回受検しました。

受検時には、佐川理財局長の指示を受け、本省理財局から幹部職員（田村国有財産審理室長、国有財産業務課福地補佐ほか、企画課係長）が派遣され、検査会場に同席し、近畿財務局からの説明を本省幹部職員が補足する対応がとられました。

その際、本省の検査院への対応の基本姿勢は、次のとおりです。

① 決議書等の関係書類は検査院には示さず、本省が持参した一部資料（2～3分冊のドッチファイルを持参）の範囲内のみで説明する

② 現実問題として、上記①のみでは検査院からの質問等に説明（対応）できないとして、田村審理室長が、近畿財務局に保管されている決裁文書等を使用して説明することはやむを得ないと判断して、①の対応が修正された

③ 応接記録をはじめ、法律相談の記録等の内部検討資料は一切示さないこと、検査院への説明は「文書として保存していない」と説明するよう事前に本省から指示がありました（誰から誰に指示がされたかは不明確ですが、近畿財務局が作成した回答案のチェックを本省内関係課で分担され、その際資料は提示しないとの基本姿勢が取られていました）

【「手記」以外に直筆のメモも】

（注）この時、法律相談の記録等の内部検討資料が保管されていることは、近畿財務局の文書所管課等（統括法務監査官、訟務課、統括国有財産管理官（1））の全ての責任者（統括法務監査官、訟務課長、統括国有財産管理官）は承知していました。

したがって、平成30年2月の国会（衆・予算委員会等）で、財務省が新たに議員に開示した行政文書の存在について、麻生財務大臣や、太田理財局長の説明「行政文書の開示請求の中で、改めて近畿財務局で確認したところ、法律相談に関する文書の存在が確認された」（答弁）は、明らかに虚偽答弁なのです。

さらに、新聞紙上に掲載された本年1月以降に新たに発覚したとして開示した「省内で法的に論点を検討した新文書」について、本年2月19日の衆院予算委員会で、太田理財局長が「当初段階で、法務担当者に伝え、資料に気付く状況に至らなかった。法務担当に聞いていれば（文書の存在）に気付いていたはずだ」との答弁も全くの虚偽である。

それは、検査の際、この文書の存在は、法務担当に聞かなくても、法務担当以外の訟務課・統括国有財産管理官は作成されていることを当然認識しています。これも近畿財務局は本省主導で資料として提示しないとの基本的な対応の指示に従っただけなのです。

また、本省にも報告され保管されていることは、上記2に記載している本省と財務局との情報共有の基本ルールから明らかです。

< 詭弁を通り越した虚偽答弁が続けられた >

(4) 財務省の虚偽答弁

本省が虚偽の答弁を繰り返していることを再掲しますと、

上記（1）国会対応、（2）国会議員、（3）会計検査院への対応の全ては、本省で基本的な対応のスタンスが決められました。

特に、（3）では、本省から財務局に以下の対応の指示がありました。

- 資料は最小限とする
- できるだけ資料を示さない
- 検査院には法律相談関係の検討資料は「ない」と説明する

この事案の対応で、先の国会で連日のように取り上げられた佐川（当時）理財局長の国会答弁の内容と整合性を図るよう、佐川局長や局長の意向を受けた本省幹部（理財局次長、総務課長、国有財産企画課長など）による基本的な対応姿勢が全てを物語っています。

【森友学園の小学校建設予定地を視察した安倍昭恵首相夫人と籠池夫妻】

（疑問）

財務省は、このまま虚偽の説明を続けることで国民（議員）の信任を得られるのか。

当初、佐川理財局長の答弁がどこまでダメージコントロールを意識して対応されていたかといえば、当面の国会対応を凌ぐことだけしか念頭になかったのは明らかです。

3. 財務省は前代未聞の「虚偽」を貫く

平成30年1月28日から始まった通常国会では、太田（現）理財局長が、前任の佐川理財局長の答弁を踏襲することに終始し、国民の誰もが納得できないような詭弁を通り越した虚偽答弁が続けられているのです。

現在、近畿財務局内で本件事案に携わる職員の誰もが虚偽答弁を承知し、違和感を持ち続けています。

しかしながら、近畿財務局の幹部をはじめ、誰一人として本省に対して、事実と反するなどと反論（異論）を示すこともしないし、それができないのが本省と地方（現場）である財務局との関係であり、キャリア制度を中心とした組織体制のそのもの（実態）なのです。

本件事例を通じて、財務省理財局（国有財産担当部門）には、組織としてのコンプライアンスが機能する責任ある体制にはないのです。

4. 決裁文書の修正（差し替え）

本年3月2日の朝日新聞の報道、その後本日（3月7日現在）国会を空転させている決裁文書の調書の差し替えは事実です。

元は、すべて、佐川理財局長の指示です。

局長の指示の内容は、野党に資料を示した際、学園に厚遇したと取られる疑いの箇所はすべて修正するよう指示があったと聞きました。

佐川理財局長の指示を受けた、財務本省理財局幹部、杉田補佐が過剰に修正箇所を決め、杉田氏の修正した文書を近畿局で差し替えしました。

第一回目は昨年2月26日（日）のことです。

当日15時30分頃、出勤していた池田靖統括官から本省の指示の作業が多いので、手伝って欲しいとの連絡を受け、役所に出勤（16時30分頃登庁）するよう指示がありました。

その後の3月7日頃にも、修正作業の指示が複数回あり現場として私はこれに相当抵抗しました。

楠管財部長に報告し、当初は応じるなどの指示でしたが、本省理財局中村総務課長をはじめ田村国有財産審理室長などから楠部長に直接電話があり、応じることはやむを得ないとし、美並近畿財務局長に報告したと承知しています。

【懲戒処分を受け、2018年3月に国税庁長官を辞任した佐川宣寿氏】

美並局長は、本件に関して全責任を負うとの発言があったと楠部長から聞きました。

楠部長以外にも、松本管財部次長、小西次長の管財部幹部はこの事実をすべて知っています。

本省からの出向組の小西次長は、「元の調書が書き過ぎているんだよ。」と調書の修正を悪いこととも思わず、本省杉田補佐の指示に従い、あっけらかんと修正作業を行い、差し替えを行ったのです。（大阪地検特捜部はこの事実関係をすべて知っています）

これが財務官僚機構の実態なのです。

パワハラで有名な佐川局長の指示には誰も背けないのです。

佐川局長は、修正する箇所を事細かく指示したのかどうかはわかりませんが、杉田補佐などが過剰反応して、修正範囲をどんどん拡大し、修正した回数は3回ないし4回程度と認識しています。

役所の中の役所と言われる財務省でこんなことがぬけぬけと行われる。

<謝っても、気が狂うほどの怖さと、辛さ>

森友事案は、すべて本省の指示、本省が処理方針を決め、国会対応、検察院対応すべて本省の指示（無責任体質の組織）と本省による対応が社会問題を引き起こし、嘘に嘘を塗り重ねるという、通常ではあり得ない対応を本省（佐川）は引き起こしたのです。

この事案は、当初から筋の悪い事案として、本省が当初から鴻池議員などの陳情を受け止めることから端を発し、本省主導の事案で、課長クラスの幹部レベルで議員等からの要望に応じたことが問題の発端です。

いずれにしても、本省がすべて責任を負うべき事案ですが、最後は逃げて、近畿財務局の責任とするのでしょ。

怖い無責任な組織です。

【妻に宛てたメモと死の2日前のメモ（左）】

○刑事罰、懲戒処分を受けるべき者

佐川理財局長、当時の理財局次長、中村総務課長、企画課長、田村国有財産審理室長ほか幹部担当窓口の杉田補佐（悪い事をぬけぬけとやることができる役人失格の職員）

この事実を知り、抵抗したとはいえ関わった者としての責任をどう取るか、ずっと考えてきました。事実を、公的な場所でしっかりと説明することができません。

今の健康状態と体力ではこの方法をとるしかありませんでした。（55歳の春を迎えることができない儚さと怖さ）

家族（もっとも大切な家内）を泣かせ、彼女の人生を破壊させたのは、本省理財局です。

私の大好きな義母さん、謝っても、気が狂うほどの怖さと、辛さこんな人生って何？

兄、甥っ子、そして実父、みんなに迷惑をおかけしました。

さようなら

（編集部注 明らかな誤字・脱字に限り修正、その他はすべて原文のまま掲載）

[目次に戻る](#)